

短期入所療養介護 利用料

(1) 介護老人保健施設の利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証の負担割合相当額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

ア. 基本利用料: 強化型 (カッコ内は単位数)

地域単価 10.27円

介護保健施設サービス費(1日)						
利用者の 要介護度	従来型個室			多床室(4人部屋)		
	基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照		基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照	
		1割負担	2割負担 (3割負担)		1割負担	2割負担 (3割負担)
要支援1	6,357円 (619)	636円	1,272円 1,908円	6,757円 (658)	676円	1,352円 (2,028円)
要支援2	7,825円 (762)	783円	1,565円 (2,348円)	8,390円 (817)	839円	1,678円 (2,517円)
要介護1	8,154円 (794)	816円	1,631円 (2,447円)	8,986円 (875)	899円	1,798円 (2,696円)
要介護2	8,904円 (867)	891円	1,781円 (2,672円)	9,766円 (951)	977円	1,954円 (2,930円)
要介護3	9,511円 (930)	956円	1,911円 (2,866円)	10,413円 (1014)	1,042円	2,083円 (3,124円)
要介護4	10,146円 (988)	1,015円	2,030円 (3,044円)	10,999円 (1071)	1,100円	2,200円 (3,300円)
要介護5	10,721円 (1044)	1,073円	2,145円 (3,217円)	11,594円 (1129)	1,160円	2,319円 (3,479円)

基本利用料: 基本型 (カッコ内は単位数)

地域単価 10.27円

介護保健施設サービス費(1日)						
利用者の 要介護度	従来型個室			多床室(4人部屋)		
	基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照		基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照	
		1割負担	2割負担 (3割負担)		1割負担	2割負担 (3割負担)
要支援1	5,925円 (577)	593円	1,185円 (1,778円)	6,264円 (610)	627円	1,253円 (1,880円)
要支援2	7,404円 (721)	741円	1,481円 (2,222円)	7,887円 (768)	789円	1,578円 (2,367円)
要介護1	7,723円 (752)	773円	1,545円 (2,317円)	8,493円 (827)	850円	1,699円 (2,548円)

要介護2	8,250円 (799)	821円	1,641円 (2,462円)	8,996円 (876)	900円	1,800円 (2,699円)
要介護3	8,842円 (861)	885円	1,769円 (2,653円)	9,643円 (939)	965円	1,929円 (2,893円)
要介護4	9,386円 (914)	939円	1,878円 (2,816円)	10,177円 (991)	1,018円	2,036円 (3,054円)
要介護5	9,920円 (996)	993円	1,984円 (2,976円)	10,732円 (1045)	1,074円	2,147円 (3,220円)

注1) 上記の基本利用料は、単位数×地域単価。これは厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。介護保険負担割合の基準については市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

注2) ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいっただんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	基本型老健施設において、在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)が40以上の場合	349円/日	1割 35円/日 2割 70円/日 3割 105円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅強化型老健施設において、在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)が70以上の場合	472円/日	1割 48円/日 2割 95円/日 3割 142円/日
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定	184円/日	1割 19円/日 2割 37円/日 3割 56円/日
個別リハビリ実施加算	個別リハビリテーションを行った場合に算定	2,464円/日	1割 247円/日 2割 493円/日 3割 740円/日
認知症ケア加算	【3階に入所された方】 「自立度判定基準」によるランクに該当し、医師が認知症専門棟における処遇が適当であると認めた方に対して算定	780円/日	1割 78円/日 2割 156円/日 3割 234円/日
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食の提供が行われた場合(1日3回を限度)	82円/回	1割 9円/回 2割 17円/回 3割 25円/回
重度療養管理加算	要介護4・5を要する方で計画的な医学的管理が必要な場合	1,232円/日	1割 124円/回 2割 247円/回 3割 370円/回

送迎加算【片道】	心身の状態、家族等の事情で送迎が必要な場合に算定	1,889円/回	1割 189円/回 2割 378円/回 3割 567円/回
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員を必要数以上配置している場合	246円/日	1割 25円/日 2割 50円/日 3割 74円/日
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定	924円/日	1割 93円/日 2割 185円/日 3割 278円/日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	***	左記の1割 左記の2割 左記の3割
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	勤続10年以上の介護福祉士を基本とする経験・技能のある職員を中心に処遇改善を図るための加算	***	左記の1割 左記の2割 左記の3割
介護職員等ベースアップ等支援加算	・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所） ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件とする。 ※現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率 を乗じて算出。（0.8%）	***	左記の1割 左記の2割 左記の3割

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単価数に地域単価数（10.27）を乗じ、介護保険負担割合証の負担割合相当額を切り捨てて算出するため、ご利用回数等により変動がございます。

（2）その他の費用

①「居住費」及び「食費」と特別なサービスの利用料

食 費	ア 基本料金 1日につき1,780円 【朝食 480円／昼730円／夕食 570円】 （ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします。） イ 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額 予め利用者の選択により外食・外注食をされる場合は、当該額は提供毎の食事の価格とします。
-----	--

居住費	従来型個室(1日につき) 1,690円 多床室(1日につき) 650円 (ただし、介護保険負担額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします。)
特別な療養室料	個室利用を希望される場合にお支払い頂きます。 なお、個室をご利用の場合、外泊時にもご請求します。 個室 (1日につき) 1,650円
日用品費	石鹸、洗剤、シャンプー、トイレトペーパー等の実費相当分 (1日につき) 220円
教養娯楽費	クラブ活動やレクリエーション用娯楽材料費等 (1日につき) 187円
理美容代	2,700円/回 業者に委託
複写サービス	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合 (1頁11円)
理美容代	2,700円/回 業者に委託
複写サービス	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合 (1頁11円)
電気代	電気毛布、電気アンカなどを使用した場合 55円/個
洗濯代	外部業者に委託 4,950円/月
文書料	文書作成料 5,500円/通
行事費	特別な行事で費用が発生した場合
イヤホン代	施設テレビ専用イヤホン購入した場合 330円/個
健康管理費	インフルエンザ予防接種等にかかる費用 (1回につき) 実費